

人口	… 12,174人
男	… 5,765人
女	… 6,409人
世帯	… 2,563
(11月1日現在)	

発行所 河内村役場 編集 産業開発課 企画係 TEL 河内02978-4-2111~3
発行日 昭和49年11月10日 印刷所 竜ヶ崎印刷所

第十回老人福祉大会

おとしよりに生きがいのある豊かな生活を

第十回老人福祉大会は、十月十五日河内中体育館に約八百人のおとしよりにお集りいただき、盛大に行なわれ、うた、おどりなどがあり楽しい一日を過ごしました。

長年にわたり、社会につくしてきたおとしよりが「生きがいのある豊かな生活」を過

家庭では

家庭は家族の憩いの場であり、生活の場でもあり、家庭を中心として、おとしよりの「生きがい」をはかることが

大切です。

○家中そろって、おとしよりを中心に「おじいさん・おばあさんありがとう」の家庭団らんの際開きをつくる。

○おとしよりの健康をたかめる食生活の工夫をする。

○家庭の中で、おとしよりにふさわしい役割についてみんなで話し合い考えてみる。

○老人クラブへの参加をすすめて、その育成がよりはかるようにつとめる。

おとしより自身は

おとしよりは、積極的に老人クラブに参加し、勉強会をもったり、旅行をしたり、社会奉仕などを通し、自分から生活を健全で豊かなものにしあわせを高めるように、そして、現在自分が、地域社会に大きな役割をこなしていることを認識し、地域の人がよくから理解され、親しまれるようにしよう。

このごろ



すっかり日差しが短くなり日が落ちてからの寒さが気になるころとなりました。

秋から冬への変わり目は、からだがまだ寒さに馴れきれないので、夕方の急な冷え込みで、ことしの冬は早めによつて来たのかと錯覚をしがちです。

そこで、日のさかり、この暖かさならまだ大したことはないだろうと、つい気をゆるめ薄い服装で出かけ、夜、急に寒くなって、ふるえながら帰って来ることがあります。

帰りが遅くなるのがわかっていたら、何か薄物でも一枚用意していきたいものです。

「夜道はからだに毒」という言い伝えがあります。

1974

11月号

No.95



学校給食センター ピンチ

そうです。

学校給食センターは、四十五年十一月に創業し児童生徒たちに、清潔でしかも正しく計算されて作られた合理的な栄養食を喜んで食べていただくよう努力し、少しでも父兄の教育費の負担を軽くするように、学校給食センター運営委員会に図りつつ運営されてきました。

しかし、現在、物価上昇のなかにあつて、学校給食はどのようなか……

四月から九月までの上半期分（五カ月）について見ますと、給食回数八十九回で、十五万八百六十六食分配膳されています。

そして、その給食材料費に、千七百四十九万三千円余りがかかっていますので、一食あたり平均しますと百十六円になります。

しかし、九月分について、見ると一食分が百三十三円とかなり上がっています。これは、九月に牛乳（一本）が十八円から二十三円と二十八バセント値上がりした関係だ

月別	給食費	給食材料費	差引	回数	総食数	1食当り
4月	3,350,700円	2,726,536円	624,164円	15	24,725	110
5月	3,504,570	4,118,339	△613,769	21	35,188	117
6月	3,509,255	4,116,129	△606,874	20	36,215	114
7月	3,500,850	2,719,784	781,066	15	26,006	105
9月	3,516,345	3,813,132	△296,787	18	28,672	133
計	17,381,720	17,493,920	△112,200	89	150,806	116

は、
現在、給食費（一カ月分）

幼稚園
小学生（低学年） 一六〇〇円
小学生（高学年） 一七〇〇円
中学生 二一〇〇円

いたでいて、九月までの総額が千七百三十八万四千余りの収入があり、差引額十一万二千円余りの赤字になっています。

ます。

今後は、どのような見通しになるのか……

十月よりの給食は、主食である米が、六十キロあたりで九千三百円であったものが、一万一千九百円と二十八バセント値上がりします。

では、今後の十月から三月までの下半期分について、値上り等を含めて見通しますと

今後の見込（10月～3月）	
収入（給食費）	3510000円×6ヶ月 = 21060000円
支出（材料費）	4315905×6ヶ月 = 25895430円 △4835430 (9月末不足額) △112200
差引	
3月末には	△4947630円

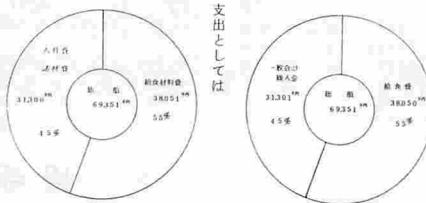
給食回数百八回の十八万三千食余りと予定され、その給食材料費が、二千五百八十九万五千円余りかかると予想されますので、一食分あたりで、百四十二円位になるということです。

今まで通りの給食費で試算してみますと、給食費総額は一千六十六万円になります。

ですから、九月までの赤字を入れ、収支の差引は四百九十四万七千円余りの赤字となつて出てきます。

本年度学校給食センター特別会計の収入としては、

支出としては



以上のように、給食費は、すべて給食の材料費に使われ、人件費、その他の諸経費は一般会計からの繰入れによって運営されているわけです。今後の給食センターの台所は、ますますさびしいものがあるようです。

昭和四十九年上半年

財政公表

河内村財政事情書の作成及び公表に関する条例の規定によって昭和四十九年度上半期（四月～九月まで）の財政事情を公表します。

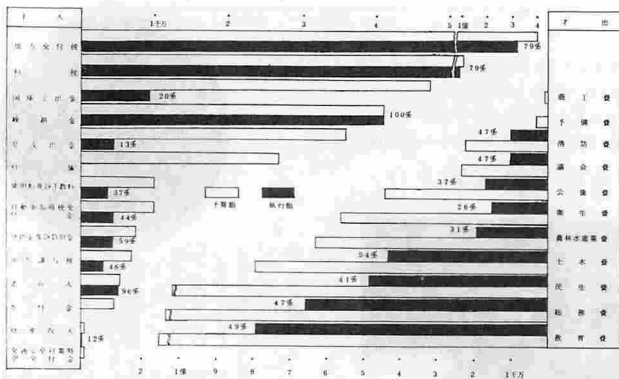
○一般会計

昭和四十九年度の一般会計予算の現在額は、七億一千一百三十一万一千円ですが、当初予算に、九月議会で追加補正されています。

才 入 六十八%

予算合計額に対し、収入合計四億八千八百八十九万三千円六十八パーセントの収入があり、その内地方交付税が三億二千三百三十四万八千円（六十八%）を占めています。

支出 四十三%
才出については、予算合計額に対し、三億九百三十九万円で四十三パーセント執行されています。



款	入		
	予算額	執行額	執行残額
地方交付税	409,771	323,348	86,423
村税	103,588	81,406	22,182
国庫支出金	47,403	9,448	37,955
繰越金	41,639	41,639	0
県支出金	35,969	4,711	31,258
村債	26,700	0	26,700
使用料及び手数料	10,128	3,732	6,396
自動車取得税交付金	10,000	4,399	5,601
分担金及び負担金	7,800	4,569	3,231
地方譲与税	7,000	3,241	3,756
諸収入	5,537	5,333	204
客付金	4,821	0	4,821
財産収入	530	64	466
交通安全対策特別交付金	425	0	425
合計	711,311	481,893	229,418

(単位 千円)

款	出		
	予算額	執行額	執行残額
教育費	160,454	79,392	81,062
総務費	139,794	66,045	73,749
民生費	116,988	48,476	68,512
土木費	79,890	43,137	36,753
農林水産業費	62,935	19,321	43,614
衛生費	57,971	15,052	42,919
公債費	44,461	16,506	27,955
議会費	22,897	10,674	12,223
消防費	22,084	10,387	11,697
予備費	3,000	0	3,000
商工費	837	400	437
合計	711,311	309,390	401,921

(単位 千円)

◎ 特別会計

(単位 千円)

○国民健康保険会計

款	才 入 40%		
	予 算 額	執 行 額	執行残額
国民健康保険税	80,669	35,913	44,756
使用料及び手数料	12	2	10
国庫支出金	129,204	51,554	77,650
県支出金	182	0	182
繰入金	4,000	0	4,000
繰越金	3,927	0	3,927
諸収入	101	114	△ 13
合 計	218,095	87,583	130,512

款	才 出 31%		
	予 算 額	執 行 額	執行残額
総務費	11,170	5,026	6,151
保険給付費	201,881	62,658	139,223
保険施設費	2,017	930	1,087
諸支出金	20	0	20
予備費	3,000	0	3,000
合 計	218,095	68,614	149,481

○直営診療施設勘定

款	才 入 25%		
	予 算 額	執 行 額	執行残額
診療収入	32,385	8,299	24,086
使用料及び手数料	60	21	39
繰入金	800	0	800
繰越金	85	0	85
諸収入	600	117	483
合 計	33,930	8,437	25,493

款	才 出 43%		
	予 算 額	執 行 額	執行残額
総務費	24,935	11,454	13,481
医薬費	8,795	3,024	5,771
予備費	200	0	200
合 計	33,930	14,478	19,452

○簡易水道会計

目	才 入 40%		
	予 算 額	執 行 額	執行残額
給水収益	18,459	12,323	6,136
受託工事収益	4,554	2863	1,691
手数料	10	0	10
その他の営業収益	1,050	455	595
一般会計補助金	15,000	0	15,000
雑収入	10	6	4
合 計	39,083	15,647	23,436

目	才 出 35%		
	予 算 額	執 行 額	執行残額
業務費	17,120	7,678	9,442
原水及び浄水費	2,915	1,308	1,607
配水及び給水費	1,984	399	1,585
受託工事費	4,240	1,239	3,001
減価償却費	6,362	0	6,362
資産減耗費	50	0	50
その他の営業費用	1	0	1
支払利息	6,411	3,207	3,204
合 計	39,083	13,831	25,252

○常総船橋会計

款	才 入 66%		
	予 算 額	執 行 額	執行残額
県支出金	6,958	4,500	2,458
繰越金	190	190	0
合 計	7,148	4,690	2,458

款	才 出 72%		
	予 算 額	執 行 額	執行残額
常総船橋費	7,148	5,145	2,003
合 計	7,148	5,145	2,003

村 債 の 状 況

学校施設の充実を図ること、水道、土木など大きな事業を進めてゆくにはたくさんの財源が必要です。その時に一般才入や国、県の補助金で資金が不足する場合、政府や金融機関から借入れをします。これを村債といいますが昭和49年9月30日現在では表のとおりです。

● 地方債現在高 (49.9.30現在)

借入先	会計別 現在高	現 在 高	
		一般会計	水道会計
政 府	金 行	78,967	99,012
政 府	債 金	70,300	
政 府	債 金	1,336	
政 府	債 金	48,680	
政 府	債 金	29,335	
政 府	債 金	22,600	
政 府	債 金	251,218	99,012

走る!! 炬火

大任を果たす

第二十九回茨城国体は成功のうちに幕をとした。

その間灯しつづけた「まごころの火」その一部である「自然の火」は、筑波神社に於いて採火され、次々と中継された。十月十四日新利根村より中継された。その後、村内四ヶ所で小、中学生百五十人により引き継がれ九、三キロを力強く走りぬき、その大任を立派に果たされました。



万才橋架替工事着工

新利根川にかかる重要な橋のひとつ万才橋は、老朽がはげしく架替られることになり、10月1日起工式が行われました。完成の予定は、50年3月です。

総工費1億5千万円、橋長36メートル、巾員9メ

ートル

お父さんとお母さんといっしょ

上金江津子ども会の運動会が、十月十三日金小体育館で行なわれました。この日一日は、お父さんお母さんといっしょで、元氣いっぱいね回わり日頃、あまり甘えられない分まで甘えて楽しい一日、あの笑顔。現在の親と子、何か欠けているものを取り戻したような気がします。



保育所入所 児童の募集

十一月三十日まで

昭和五十年四月から保育所に入所を希望される児童を次の要領で募集いたします。

〇募集人員

源清田保育所 30名

長 竿 25名

金江津 80名

〇募集期間と年令

・期間 十一月三十日まで

・年令 六才未満(昭和四十四年四月二日以後に

生まれた児童)

〇申込方法

入所の申請は、期限内にお出し下さい。

入所申請書は、役場住民課各保育所に用意してあります。

〇入所決定

三月中旬までに入所決定通知を送付いたします。

〇現在入所している児童で継続して保育される児童は、申請書の提出は不要です。

よい照明で 目を大切に へやに合った明るさ

種類	露出型	カバーしたものの	電球
3畳	20ワ・ト×1本	20ワ・ト×2本か 30ワ・ト×1本	40ワ・ト
4.5畳	20ワ・ト×2本か 30ワ・ト×1本	20ワ・ト×3本か 30ワ・ト×2本	60ワ・ト
6畳	20ワ・ト×2本	20ワ・ト×3本か 30ワ・ト×2本	100ワ・ト
8畳	20ワ・ト×3本か 30ワ・ト×2本	20ワ・ト×4本か 30ワ・ト×3本	150ワ・ト
10畳	30ワ・ト×3本か 40ワ・ト×2本	30ワ・ト×4本か 40ワ・ト×3本	150ワ・ト

灯火親しむ季節ですが、読書、手仕事をすると、注意しなければならぬのが照明です。手もとだけ明るくすると目が疲れます。ですから、へや全体を適当な明るさにすることが大切です。

（河内村社会福祉協議会）

目標 戸平均二百円
期間 十二月一日～十二月十五日まで



歳末助け合い 運動にご協力を

歳末助け合い募金が十二月一日より十五日まで行なわれます。毎年多大な協力をいただき感謝にたえません。この運動は、全国的に行なわれます。そして、生活に悩ま苦しむ不幸な方々に、あたたかい愛情をもって助け合い、明るい正月を迎えることが出来るようにするためです。

危険物取扱者の講習

手続は十一月二十八日から十二月十一日まで

危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者（危険物取扱者免状所持者）は、五年に一回講習を受講するよう義務づけられています。その講習会が次のように行なわれます。

○講習の対象者
甲種及び乙種危険物取扱者

○受講申請書は、役場総務課消防係にございます。

○講習日時
十二月十七日午前九時から

○場所
電ヶ崎青年研修所

○受講の手続
十一月二十八日から十二月十一日まで。

○講習の交付を受けている方は

刀水俳句

灯ひとつに木の葉降りつく別れかな
風さらす簾の骸秋の雨
吾子（わがこ）睡る木の実を握り締めしませ
こころぎの声打ち暮れて国香の碑
こころぎや旧家の土間の昼暗し
閉鎖せし工場暗しちろる虫
穂すすきとなりし河原の大落暁
逃げられし鶯（う）さわやかにさえずれる

海保白雲洞
鴻巣 実
山田 幸夫
鈴木 秋月
小林 桜子
野沢 一風
小原 可道
大原 辰光

秋の全国火災予防週間

11月26日～12月2日



※ ちよつとした不注意から、人の生命・財産を灰にしてしまう火災には、ふだんから用心するように心がけたいものです。